

（傍線の部分は改正部分）

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表
○ 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）（抄）

改 正 案	現 行																		
<p>1 附則 (略)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から十八年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>1 附則 (略)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から十五年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質の種類</th> <th>業種その他の区分</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量) に関する、一リストルにつきミリグラム</td><td>電気めつき業（海域以外の公共用 水域に排出水を排出するものに限 る。）</td><td>三〇</td></tr> <tr> <td>うわ薬製造業（ほうろううわ薬を 製造するものであり、かつ、海域 以外の公共用水域に排出水を排出</td><td>四〇</td><td></td></tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量) に関する、一リストルにつきミリグラム	電気めつき業（海域以外の公共用 水域に排出水を排出するものに限 る。）	三〇	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を 製造するものであり、かつ、海域 以外の公共用水域に排出水を排出	四〇		<table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質の種類</th> <th>業種その他の区分</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量) に関する、一リストルにつきミリグラム</td><td>電気めつき業（海域以外の公共用 水域に排出水を排出するものに限 る。）</td><td>四〇</td></tr> <tr> <td>うわ薬製造業（ほうろううわ薬を 製造するものであり、かつ、海域 以外の公共用水域に排出水を排出</td><td>五〇</td><td></td></tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量) に関する、一リストルにつきミリグラム	電気めつき業（海域以外の公共用 水域に排出水を排出するものに限 る。）	四〇	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を 製造するものであり、かつ、海域 以外の公共用水域に排出水を排出	五〇	
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度																	
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量) に関する、一リストルにつきミリグラム	電気めつき業（海域以外の公共用 水域に排出水を排出するものに限 る。）	三〇																	
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を 製造するものであり、かつ、海域 以外の公共用水域に排出水を排出	四〇																		
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度																	
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量) に関する、一リストルにつきミリグラム	電気めつき業（海域以外の公共用 水域に排出水を排出するものに限 る。）	四〇																	
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を 製造するものであり、かつ、海域 以外の公共用水域に排出水を排出	五〇																		

			するものに限る。）
		五〇	

			するものに限る。）
		一〇〇	

旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかつ	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかつ	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）
一五	一二	五〇〇	一四〇	

旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかつ	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかつ	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）
一五	五〇〇	一四〇		

アンモニア、アンモ				た温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)
下水道業（下水道法施行令（昭和	旅館業（温泉（自然に湧出してい るもの（掘削により湧出させたも のを除く。以下同じ。）を除く。 以下この欄において同じ。）を利 用するものであつて一日当たりの 平均的な排出水の量が五〇立方メ ートル未満であるもの又は改正政 令の施行の際現に湧出していた温 泉を利用するものに限る。）	電気めつき業（一日当たりの平均 的な排出水の量が五〇立方メート ル未満であるものに限る。）	旅館業（温泉（自然に湧出してい るもの（掘削により湧出させたも のを除く。以下同じ。）を除く。 以下この欄において同じ。）を利 用するものであつて一日当たりの 平均的な排出水の量が五〇立方メ ートル未満であるもの又は改正政 令の施行の際現に湧出していた温 泉を利用するものに限る。）	た温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)
一三〇	五〇	四〇	三〇	

アンモニア、アンモ				た温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)
下水道業（下水道法施行令（昭和	旅館業（温泉（自然に湧出してい るものに限る。以下この欄におい て同じ。）を利用するものであつ て一日当たりの平均的な排出水の 量が五〇立方メートル未満である もの又は改正政令の施行の際現に 湧出していた温泉を利用するもの に限る。）	電気めつき業（一日当たりの平均 的な排出水の量が五〇立方メート ル未満であるものに限る。）	旅館業（温泉（自然に湧出してい るものに限る。以下この欄におい て同じ。）を利用するものであつ て一日当たりの平均的な排出水の 量が五〇立方メートル未満である もの又は改正政令の施行の際現に 湧出していた温泉を利用するもの に限る。）	た温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)
一五〇	五〇	五〇	三〇	

ニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化物	三十四年政令第百四十七号) 第二 十四条の二第一項第一号に定める 特定公共下水道に係るものであり 、かつ、モリブデン化合物製造業 又はジルコニウム化合物製造業に 属する下水道法上の特定事業場か ら排出される水を受け入れている ものに限る。)
(単位 アンモニア 性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の合計量に關して、 一リットルにつきミリグラム)	
畜産農業	(削る)
酸化コバルト製造業	
貴金属製造・再生業	
モリブデン化合物製造業	七〇〇
ジルコニウム化合物製造業	六〇〇
バナジウム化合物製造業	一五〇〇
モリブデン化合物製造業	二九〇〇

備考

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準

ニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化物	三十四年政令第百四十七号) 第二 十四条の二第一項第一号に定める 特定公共下水道に係るものであり 、かつ、モリブデン化合物製造業 又はジルコニウム化合物製造業に 属する下水道法上の特定事業場か ら排出される水を受け入れている ものに限る。)
(単位 アンモニア 性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の合計量に關して、 一リットルにつきミリグラム)	
畜産農業	(削る)
酸化コバルト製造業	
貴金属製造・再生業	
モリブデン化合物製造業	七〇〇
ジルコニウム化合物製造業	三〇〇
モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	一七〇〇
貴金属製造・再生業	三〇〇〇

備考

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準

については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i$$

Q

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位 ほう素の量に関する、一リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）

については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i$$

Q

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位 ほう素の量に関する、一リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）